

利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人お金をまわそう基金（以下「当財団」という。）の利益相反に該当する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当財団の役員に対して適用する。

(利益相反行為の禁止)

第3条 当財団が助成先団体を選定、監督するに当たり、当財団と助成先団体との間の利益相反行為をしてはならない。

2 助成事業等を行うにあたり、役員及び評議員、選考委員、従業員その他団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

(自己申告)

第4条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当財団以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当財団と役職員との利益が相反する可能性がある場合（当財団と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによつてかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

4 役職員に対して、利益相反に該当する事項に関する自己申告をさせた上で適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る。

(定期申告)

第5条 役員は、当該事業年度終了後に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第6条 前第2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、総務課と連携して申告内容の確認を徹底した上、当該申告を行った者に対して、当財団との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第7条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、総務課にて管理するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年10月10日から施行する。